

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：日本私立学校振興・共済事業団)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	287	272	15	5.5
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	287	272	15	5.5

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	3,154	3,137	17	0.5
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	3,154	3,137	17	0.5

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	600	575	25
(内訳)			
一般施設費	325	403	△78
教育環境整備費	100	102	△2
災害復旧費	3	3	—
公害対策費	1	1	—
特別施設費	171	66	105

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	600	575	25
(財源)			
財政投融资	287	272	15
財政融資	287	272	15
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	313	303	10
厚生年金勘定借入金	197	193	4
貸付回収金	483	504	△21
借入金償還	△368	△394	27
その他	0	1	△0

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：日本私立学校振興・共済事業団)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

私立学校に在学する学生・生徒などの割合は、大学・短大で約7割、高等学校で約3割、幼稚園で約9割となっており、私立学校は我が国の学校教育に大きく貢献しており、「公」の性質を有している。また、私立学校は、多様化する国民のニーズに応じ、それぞれが建学の精神に基づく個性豊かな活動を展開している。

このように、私立学校は我が国の学校教育の発展にとって質・量の両面にわたって重要な役割を果たしており、「公」の性質を有している。

私立学校の資産の大部分は、施設設備等の固定資産が占めており、これらを充実させることが教育条件を維持・向上させるための大きな要素となっている。学校法人は施設設備の充実を図る際に、一時的に多額の支出を伴うことになるが、その経費をある一時期の学生等だけに負担させるのではなく、将来にわたって負担を分散させる必要がある。そのため、学校法人は長期かつ低利での資金借入を希望するが、一般的に民間金融機関は、返済期間が長期となる事業資金の貸付には極めて慎重である。

日本私立学校振興・共済事業団（以下、「事業団」という。）は、こうした学校法人からの資金需要に対して、期間が長くかつ調達コストが低い公的資金である財政融資資金の融資を受け、民間金融機関では対応が困難な長期・低利の貸付を実施し、我が国の私立学校における教育の振興に寄与していることから、その事業は、平成26年6月にまとめられた「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」に記載されている平時における公的金融機能のうち「民間では担えないリスクの負担」の機能を有している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

事業団は、民間金融機関では対応が困難な長期・低利の貸付を実施することでリスクを分担している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

民間金融機関では対応が困難な長期・低利での貸付を実施するにあたって、これまでに以下のとおり対象事業の重点化や効率化を図っている。

①貸付費目の廃止

- ・一般施設費のうち移転費を廃止（平成15年度）
- ・教育環境整備費のうち私立大学奨学事業を廃止（平成19年度）

②融資対象学校の縮小

- ・教育環境整備費のうち「校教具」の融資対象学校から大学院・大学・短期大学及び高等専門学校を原則除外（平成15年度）
- ・教育環境整備費のうち「校教具」の融資対象学校から高等学校、中等教育学校中学校及び小学校を原則除外（平成19年度）

③貸付利率の見直し

- ・一般施設費及び特別施設費の貸付利率設定方法を、一般施設費は基準金利+0.1%から+0.3%に、特別施設費は基準金利+0.3%から+0.4%にそれぞれ引き上げ（平成14年度）

④融資条件の見直し

- ・特別施設費の融資率（貸付事業額に対する融資額の割合）を85%から80%に引き下げ（平成15年度）
- ・一般施設費の次世代型学校施設整備事業の融資率を85%から80%に引き下げ（平成18年度）

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和4年度においては、貸付計画額570億円に対して貸付実績は444億円であり、執行率は約78%であった。その要因は、マイナス金利政策の影響から貸付金利など事業団より有利な条件を提示した市中金融機関に借入先を変更する学校法人が発生したこと、建築コストの上昇等による学校法人の事業計画の変更・延期等である。

令和6年度の要求にあたっては、令和4年度までの実績及び令和5年度の融資見込みや学校法人の借入要望を踏まえ、各費目の貸付計画額の規模を見直すことにより、運用残が生じる可能性は低くなると考えている。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
運用残額	運用残なし	運用残なし	運用残なし
運用残率	—	—	—

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：日本私立学校振興・共済事業団)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「デジタル田園都市国家構想（基本方針・総合戦略・当面の重点検討課題）」に盛り込まれた事項に関する要求内容

<要求内容>

○成長分野への学部再編等支援

施設整備費を対象として、新たに貸付金利等の条件優遇を実施

【参考】

・「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月）

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(4) 官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進

(略) 成長分野への学部再編等や先端技術に対応した高専教育の高度化、文理横断的な大学入学者選抜・SSH等による学びの転換の促進、産学官連携によるキャンパスの共創拠点化等、未来を支える高度専門人材を育む大学、高等専門学校、専門学校等の機能強化を図る。(略)

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：日本私立学校振興・共済事業団）

1. 政策的必要性

事業団の貸付事業は、学校法人等に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備その他経営のために必要な資金を長期・低利で貸し付けることにより、私立学校の教育の充実及び向上並びに経営の安定を図ることを目的としており、老朽校舎等の建替え事業を含む校舎等の新增築等を行うための資金である

「一般施設費」や国際交流施設・大学病院等の教育研究に付随する施設の整備を行うための資金である「特別施設費」等、私立学校のニーズに応じて、多様な貸付のメニューを設けているところである。

また、私立学校施設の耐震改築等事業に対する融資に係る利子助成制度を国の補助事業として実施しており、事業団融資と国の補助事業があいまって、私立学校施設の耐震化を積極的に促進している。

2. 民業補完性

私立学校の資産の大部分は、施設設備等の固定資産が占めており、これらを充実させることが教育条件を維持・向上させるための大きな要素となっている。学校法人は施設設備の充実を図る際に、一時的に多額の支出を伴うこととなるが、その経費をある一時期の学生等だけに負担させるのではなく、将来にわたって負担を分散させる必要がある。そのため、学校法人は長期かつ低利での資金借入を希望するが、一般的に民間金融機関は、返済期間が長期となる事業資金の貸付には極めて慎重である。

事業団は、こうした学校法人からの資金需要に対して、期間が長く且つ調達コストが低い公的資金である財政融資資金の融資を受け、民間金融機関では対応が困難な長期・低利の貸付を実施し、我が国の私立学校における教育の振興に寄与していることから、その事業は、平成26年6月にまとめられた「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」に記載されている平時における公的金融機能のうち「民間では担えないリスクの負担」の機能を有している。

3. 有効性

事業団は、前身である私立学校振興会（昭和27年創立）の時代より、総額3兆4,147億円、38,196件の貸付を学校法人等に対して行い、これにより、私立学校の振興に努めてきた。

この事業団の長期・低利の貸付事業は、これまでに私立学校経営の安定をもたらすのみならず、私立学校の個性豊かな教育研究活動の活性・向上を促し、将来を担う人材の育成や新技術の開発及び新産業の創出等に繋がるなど、我が国の発展に大きく寄与している。

また、事業団の貸付により整備した私立学校の施設等を、学生・生徒等が授業料等を納入し利用しており、適正な受益者負担を実現している。

4. その他

事業団の貸付事業は、私立学校振興助成法第10条等に基づき行われる私学振興のための施策であり、民間では対応が困難な長期・低利の貸付を行っている。このため、資金の調達としては、まず自己資金を調達した上で、期間が長く、かつ調達コストが低い財政融資資金から資金借入を行っている。

また、事業団における過去の貸付金残高・貸倒引当金残高・リスク管理債権は以下のとおりである。

(単位：百万円、%)

	貸付金残高 (A)	貸倒引当金残高	リスク管理債権額 (B)	リスク管理債権の割合 (B/A)
令和2年度	543,740	5,753	7,896	1.45
令和3年度	522,274	5,032	7,476	1.43
令和4年度	513,004	4,984	8,039	1.57

貸倒引当金については、「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権の自己査定基準」に基づき個々の債務者ごとに、債務者区分及び担保分類を行った上で、貸倒引当金計上額を算出している。

リスク管理債権額の貸付金残高に対する割合は、滞納法人への督促及び債権管理の強化による債権の保全・回収に取り組んだ結果、令和4年度は1.57%と、適正な水準を維持している。

(リスク管理債権の対象法人数)

令和2年度末：22法人 令和3年度末：19法人 令和4年度末：17法人

過去に借り入れた財政融資資金については、借入条件に従い遅滞なく償還を行ってきており、償還確実性についても問題ないとする。

4 年度決算に対する評価

(機関名：日本私立学校振興・共済事業団)

1. 決算についての総合的な評価

令和4年度決算については、利息収支差の改善や貸倒引当金の戻入等により、当期総利益を257百万円計上した。

なお、貸付先の各学校法人の個別具体的な状況を勘案し、厳格な審査の上で、貸倒引当金の処理を行っており、安定的かつ健全な貸付事業を実施するため、財務上の基盤の強化を図っているものと評価している。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資産 5,484億円 → 投資有価証券の増等により、前年度比8億円の増
- 負債 4,315億円 → 預り寄附金の増等により、前年度比7億円の増
- 純資産 1,169億円 → 利益剰余金の増等により、前年度比1億円の増

(2) 費用・収益の状況

- 費用 4,415億円 → 授業料等減免費交付金の増等により、前年度比116億円の増
- 収益 4,417億円 → 授業料等減免費交付金収益の増等により、前年度比116億円の増